中村地区社会福祉協議会規約

（名称及び所在地）

第１条　この会は、中村地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を会長宅に置くものとする。

（地区）

第２条　本会の区域は、綾瀬市中村自治会地区内とする。

（目的）

第3条　本会は、この地区内の住民が相互協力し地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

（活動）

第４条　本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

（1）社会福祉のための情報収集並びに提供。

（2）くらしの福祉活動。

（3）青少年、児童福祉のための活動。

（4）高齢者、障害者福祉のための活動。

（5）緊急時、災害に備えた活動。

（6）その他、本会の目的達成に必要な活動。

（組織）

第5条　中村地区に在住する各種団体（別表）及び自治会区選出地区委員並びに理事会で認めた者をもって組織する。

（幹事）

第６条　幹事は前条にかかげる民生・児童委員、各種団体の代表及び地区委員並び に理事会で認めた者がこれにあたる。

２　幹事の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

（理事及び役員の選出）

第７条　本会に次の役員を置く。

（1）理事は、幹事の中から 10～30 名を選出する。

（2）監査役２名

２　役員の選出は、幹事の互選とする。

（理事の任務）

第８条　理事は、会務の運営及び事業執行にあたる。

２　理事の中から会長１名、副会長２名以内、書記２名、会計１名を選出する。

（1）会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。

（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、速やかにその職務を代行する。

（3）書記は、本会の活動を記録する。

（4）会計は、本会の活動に伴う収支を管理する。

（理事会）

第９条　理事会は、理事・監査役にて構成し、会長の要請に基づき開催する。目的達成に向けた年間事業計画、予算案の作成、活動推進案を作成し、総会に提案するととも

に、活動推進と確認をし、必要な方策を決定する。
2　幹事は、理事会への傍聴要望があれば　会長に申し出ることにより、出席出来る。

（監査役の任務）

第10条　監査役は、当該年度の事業執行状況及び収支を監査する。

（役員の任期）

第11条　役員の任期は幹事の任期に準ずるものとする。但し、再任は妨げない。
2　補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第12条　本会に顧問を置くことができる。
2　顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3　顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

（部会と活動）

第13条　本会に次の部会を設置する。
(1) 総務部会
(2) 事業部会
(3) 広報部会
(4) ボランティア部会
2　すべての理事、監査役、幹事は、会長を除き上記いずれかの部会に所属する。
3　理事・監査役・幹事は、中村自治会の地域において、福祉について支援すべき課題を持つ住民の情報を得たとき、理事に連絡し、理事会に諮るものとする。
4　理事会では、上記事項を検討し、必要に応じて確認を進める方策を定め、地区内の民生委員等適する会員と共に、行政等必要な部門へ連絡し解決に資するよう努力する。

（部会の役割）

第14条　部会の役割は次のとおりとする。
(1) 総務部会は、本会の目的達成のために必要な組織、財政、渉外等に関する事項について協議する。　例　総会、理事会、全体会議、交流会、研修会、保険等
(2) 事業部会は、本会の目的達成のために必要な事業の企画・運営等に関する事項について協議する。　例　祭典、お食事会、お茶飲み会、教育関係支援等
(3) 広報部会は、本会の目的達成のために必要な調査、啓発、広報活動について協議する。　例　社協だより、事業のちらし、宣伝・広報活動等
(4) ボランティア部会は、本会の目的達成のために必要な個別支援活動等企画・運営について協議する。　例　子育て広場、要援護者の支援、介護者サロン他、ボランティア活動等

（部会長及び副部会長）

第15条　各部会の部会長・副部会長は会長が任命する。
2　理事がそれぞれにその職を担う。

（総会）

第16条　総会は、年１回開催する。理事会において３分の２以上の要求を持って臨時総会を開くことができる。

2　総会は総会開催日に退任する幹事（含む理事)、新任する幹事（含む理事）全員の３分の２以上が出席しなければ､議事を開き議決することはできない｡この場合､議決権行使書（委任状）を持って議決を行うものは、これを出席とみなす。

3　議長は、総会の出席者の中からこれを選任する。ただし書面総会の場合は会長がこれを代行し、役員会（会長、副会長、会計、書記、監査役）にて決定する。

4　総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 規約の制定及び改廃

(4) 役員の改選の承認

(5) その他、本会の組織。運営に関する事項の承認

5　自治会館等の公共施設が閉鎖される等､総会出席幹事の安全が懸念される状況にあっては、書面にて総会を開催出来る。

書面による総会とするには、役員会（会長、副会長、会計、書記、監査役）にて決定し、幹事（含む理事）へ速やかに書面で通知する。

6　書面による総会は、往復葉書等を用いて審議事項の「承認、不承認」を出席対象幹事全員の意思を取り付ける。この場合返信のなかった幹事については委任されたものとして扱うことが出来る。ただし、返信期限までに 3 分の 1 以上の返信未着があった場合、書面総会は議決できない。

7　総会資料等送付は総会開催日の原則 14 日前までに配布するものとする。

（議決の方法）

第 17 条　総会の議決は、出席した幹事（含む理事）の、過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

1　書面総会の場合は役員会（会長、副会長、会計、書記、監査役）にて確認し、可否同数の場合は役員会にて決し、幹事（含む理事）へ速やかに書面で通知する。

（会計）

第 18 条　本会の活動資金は、以下をもって充当する。

(1) 綾瀬市社会福祉協議会助成金

(2) 中村自治会助成金

(3) 自主財源

(4) 寄付金

(5) その他

（会計年度）

第 19 条　本会の会計年度は、4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

（委任）

第20条　この規約に定める以外、必要な事項は、理事会において決定する。

（保険）

第21条　本会の各種事業を行うにあたり万一の場合に備え、中村地区社会福祉協議会の全理事･幹事は、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入する。

２　賠償補償の場合、見舞金として被害１件当たり 5,000 円を支払う。

３　示談交渉等に係る費用は、理事会が認めた場合に支払う。

（経費の定額助成）

第22条　中村自治会役員及び中村自治会助成団体役員以外の理事並びにサロン活動常勤者については、活動経費の定額助成を行う（令和３年度から実施）

２　定額助成は、理事は年間6,000円、サロン常勤者は年間3,000円とし、理事がサロン常勤者の場合は理事の助成のみとする。

付則

この規約は、平成9年3月8日から施行する。

この規約は、平成11年5月15日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成15年5月19日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成19年5月21日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成21年5月9日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成23年5月9日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成25年4月21日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成26年4月20日をもって一部改正し施行する。

この規約は、平成29年4月23日をもって一部改正し施行する。

この規約は、令和元年5月11日をもって一部改正し施行する。

この規約は、令和3年4月25日をもって一部改正し施行する。

この規約は、令和4年4月24日をもって一部改正し施行する。

別表　（順不同）

団　体　名	団　体　名
中村自治会	新道老人クラブ
中村地区 民生・児童委員	鶴寿会　（老人クラブ）
中村地区 青少年健全育成会	西部老人クラブ
中村地区 女性防火クラブ	中村地区レクリエーション部
中村地区 女性防犯会	中村神輿会
	理事会承認の個人又は団体